赤崎 • 綾里地区学校統合推進協議会設置要綱

(設置)

- 第1 大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、赤崎・綾里地区学校統合合同協議会において、統合の方式及び時期について合意が図られた赤崎中学校と綾里中学校との統合を円滑に推進するため、赤崎・綾里地区に学校統合推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。(所掌事項)
- 第2 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 統合後の学校の名称、校歌及び校章等に関すること。
 - (2) 統合後の通学の安全確保に関すること。
 - (3) その他統合に関し必要な事項に関すること。

(委員)

- 第3 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 推進協議会の委員は、各地区の学校統合協議会委員の中から教育委員会が委嘱する。 (会長及び副会長)
- 第4 推進協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (委員の任期)
- 第5 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。 (会議)
- 第6 推進協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第7 推進協議会は、第2に規定する所掌事項について調査検討及び案の制作を行うため、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8 推進協議会の庶務は、教育委員会事務局学校統合推進室において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年12月18日から施行する。